

2016 年度 第 1 回 育成料のあり方検討検討部会 資料

育成料のあり方を検討する背景

＜社会的背景＞

2014 年度に子ども・子育て支援新制度が実施され、放課後児童健全育成事業における設備及び運営に関する基準が定まりました。主な内容は次のとおりです。

- ① 設備の基準：利用者 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。
- ② 放課後児童支援員の基準：放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。

これを受けて、町田市では 2014 年 10 月に「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を制定しました。

＜町田市の学童保育クラブの現状＞（資料 3-2）

- ・小学校在籍児童数は減少傾向ですが、共働き世帯の増加などにより、学童保育クラブの入会児童数は年々増加しております。

＜学童保育クラブ事業の運営にかかる経費の状況＞（資料 3-3）

- ・学童保育クラブ事業の運営に係る経費は、増加を続けています。
- ・利用料金収入は、国の示した利用者負担率の額と比較して、大きな差が生じています。

＜新制度導入前による経費への影響＞（資料 3-4）

- ・新制度導入前後で、利用者 1 人当たり年 9,640 円増加しました。

＜受益者負担の現状＞

- ・育成料は、2005 年度から 10 年間改正しておりません。
- ・国が示した割合と現在の育成料の負担率には大きく乖離しています。

2 育成料に関する課題

育成料には、次の課題があります。

- ・新制度導入により、入会児童 1 人当たりの運営費は 9,640 円増加しましたが、育成料は新制度導入以前と変わらず 6,000 円となっています。
- ・国が示した考えと町田市の方針では受益者負担率を 50%と示しているのに対し、現状の負担率は 20.8%となっており、著しく乖離しています。